

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成 29 年 12 月 12 日

株主各位

兵庫県神戸市中央区江戸町 98 番地 1  
株式会社 ニチリン  
代表取締役社長執行役員 前田 龍一

当社は、平成 29 年 11 月 9 日開催の取締役会において、平成 30 年 1 月 1 日（月曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 1.3 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 29 年 12 月 31 日（日曜日）と定めましたので公告いたします。

以上

---

### お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は平成 30 年 2 月上旬にお届出のご住所にお送りいたします。
- 平成 30 年 1 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社  
連絡先 〒168-0063  
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）